

49年度一般会計暫定予算歳入歳出内訳

(単位・億円)

国内経済要録

◇割増金付貯蓄の実施細目

大蔵省は3月12日、割増金付貯蓄に関する臨時措置法の公布施行に伴い、その実施細目を定めた省令を施行した。その概要は次のとおり。

(1) 貯蓄の種類

定期預金 6か月または1年

金銭信託 1年

生命保険等(貯蓄性の保険および生命共済)

3年または5年

(2) 割増金付貯蓄の金利

募集開始日における普通預金金利に等しい金利を確定利率(または配当率)として付する。

(3) 利子または配当および割増金の総額

募集開始日における割増金付貯蓄と契約期間等が同一の貯蓄につけられる利率または予定配当率に元本を乗じて得た金額。

(4) 1口の金額

1万円または5千円(生命保険月1千円、生命共済5万円)

(5) 最高位の限度

1口の金額の1千倍または5百倍(生命保険等は1千万円)

(6) 募集の方法

募集計画書を事前届け出(募集開始日の10日前まで)

募集期間 1か月以上3か月以内

募集単位 10億円以上30億円以内(生命保険等は18億円以上60億円以内)

◇昭和49年度一般会計暫定予算の成立

昭和49年度一般会計暫定予算は、3月30日可決成立をみた。これは、本予算が成立するまでの空白を埋めるためのものであるが、その概要は次のとおり。

(1) 暫定予算の期間は10日間(4月1日から10日まで)でこれまでの最短。

(2) 歳出規模は9,998億円、49年度本予算案の5.8%相当。内訳をみると、地方交付税交付金(臨時沖繩特別交付金を含む)が総額の79%を占めており、このほか恩給関係費、社会保障関係費等例年4月上旬に支払われている経常的経費が大部分。

(3) 歳入規模は7,616億円、49年度本予算案の4.5%相当。源泉所得税を主体とする租税(3,037億円)と47年度新

項 目	暫定予算 (A)	本予算 (B)	A/B	%
(歳 入)				
租 税 お よ び 印 紙 収 入	3,037	137,620		2.2
そ の 他 収 入	24	7,220		0.3
公 債 金	—	21,600		—
前 年 度 剰 余 金	4,554	4,554		100.0
歳 入 計	7,616	170,994		4.5
(歳 出)				
社 会 保 障 関 係 費	387	28,908		1.3
文 教 お よ び 科 学 振 興 費	161	19,633		0.8
国 債 費	5	8,622		0.1
恩 給 関 係 費	1,276	5,843		21.8
地 方 交 付 税 交 付 金	7,787	33,823		23.0
臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金	70	321		21.8
防 衛 関 係 費	51	10,930		0.5
公 共 事 業 関 係 費	4	28,407		0.0
経 済 協 力 費	7	1,660		0.4
中 小 企 業 対 策 費	—	1,021		—
食 糧 管 理 費	0	7,132		0
産 投 会 計 へ の 繰 入 れ	0	663		0
そ の 他 の 事 項 経 費	200	21,431		0.9
予 備 費	50	2,600		1.9
歳 出 計	9,998	170,994		5.8

規発生剰余金の受入れ(4,554億円)が大宗。

(4) 差し引き2,382億円の歳入不足となっているが、この間の資金繰りについては、2,500億円を限度として必要に応じ大蔵省証券の発行が認められている。

◇昭和49年度の国債発行等に関し関係者間了承

昭和49年度の国債発行等に関し、3月28日関係者間で会合が開かれ、49年度本予算が政府案どおり成立することを条件として、次の諸点が了承された。

(1) 49年度国債の国債引受シンジケート団(以下シ団という)引受け予定額とその上・下期別配分

イ. 49年度のシ団引受け予定額(収入金ベース)

シ団引受け分 17,400億円

(参考)

発行総額 21,600億円

うち 資金運用部 4,200億円

引受け分

ロ. シ団引受け分の上・下期別配分(額面ベース)

上期(49年4～9月) 10,000億円

下期(49年10月～50年3月) 7,665億円

- (2) 新日本証券および日本勧業角丸証券を新たにシ団メンバーに加える。

◇石油製品価格の改訂と生活関連物資等の価格抑制のための緊急対策

政府は3月16日、物価の高騰が国民生活および国民経済に及ぼす影響にかんがみ、輸入原油価格の上昇に伴う石油製品価格の引上げ幅を必要最小限にとどめ、また緊急の措置として、石油関連製品を中心とした基礎物資および生活関連物資の価格の安定を図ることとし、概要次のような措置を講ずることを閣議了解した。

(1) 石油製品価格の改訂

イ. 輸入原油価格の上昇に伴う今回の石油製品価格の引上げ幅を、元売り仕切価格の全油種加重平均引上げ額がキロリットル当り8,946円の水準にとどまるよう指導する。

ロ. その油種別価格(別表1)については、今需要期の家庭用灯油の価格を据え置くとともに、家庭用液化石油ガスの価格については、当面、これを据え置くほか、軽油、A重油については、その引上げ額を可能な限り低く抑えるよう指導する。

ハ. 流通段階においては各油種を通じ、元売り仕切価格の上昇分以上の値上げを厳に抑制するとともに、ガソリン、軽油およびA重油の小売価格(別表2)については特別の指導を行う。

ニ. 上記指導は3月18日から実施する。

(2) 基礎物資、生活関連物資等の価格抑制のための緊急対策

イ. 石油関連製品その他とくに価格の安定を図るため特段の措置を必要とすると認められる物資(別表3)については、当分の間、原則として製品価格の引上げを行わないよう関係企業に要請するものとし、その価格を引き上げようとする場合には、主務省の事前了承をうることとするよう指導を行う。

ロ. 当面の物価対策上、流通段階における価格の安定がとくに重要であることにかんがみ、総合商社、百貨店およびスーパーに対し、生活関連物資等の価格抑制のための所要の措置(注)を講ずるよう努力を求めるとする。

ハ. 上記の措置のほか、値上げの抑制については、広く関係各方面に協力方を要請するとともに、主務省において、値下げ指導の強化、拡充を含め所要の措置を講ずるものとする。

連品目について、①原則として3月15日時点の小売価格を上回らないよう努力すること、②やむをえず小売価格を引き上げる場合には事前に了承をうること、などを要請した。

(3) 実行体制の整備と国民生活安定緊急措置法等の機動的運用

イ. 政府は、主務省を中心に、関係省庁をあげて上記

(1)および(2)の諸措置の実効を確保するための体制を整備する。

ロ. 上記各措置にあわせて「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」および「国民生活安定緊急措置法」の機動的な運用を図るとともに、必要に応じ物資の追加指定を行うものとする。

(別表1)

石油製品油種別元売り仕切価格の引上げ限度額は下表のとおり。

油 種		引上げ限度額	(参考) 48年12月の実勢裸価格の加重平均値
揮 発 油			
高 級		20,100	31,500
並 級		17,100	26,700
ナ フ サ		8,000	12,200
ジ ャ ッ ト 燃 料		8,500	13,000
灯 油			
家 庭 用		0	12,900
そ の 他		10,600	16,900
軽 油		8,900	16,400
A 重 油		8,900	16,400
B 重 油		7,300	11,200
C 重 油		7,600	11,800

(別表2)

末端小売価格の指導上限価格は下表のとおり。

	取 引 形 態	指導上限価格
(1) 並級揮発油	店頭(スタンド)現金売り	94円20銭/ℓ
(2) 軽 油	店頭(スタンド)現金売り	55円/ℓ
(3) A 重 油	8～10klのタンク・ローリーで工場等へ持届ける場合(遠隔地等配達費のかさむ場合は別とする)。	29,000円/kl

(注) (1)の指導上限価格は、4月1日からは揮発油税の引上げにより100円/ℓとなる。

(注) 通商産業省は3月16日、百貨店・スーパーに対し、生活関

(4) 公共料金の抑制

公共料金については引き続き極力抑制する。

(5) 総需要抑制策の堅持

物価および景気の動向にかんがみ、今後とも引き続き総需要抑制策を堅持するとともに、必要に応じ、その強化を図るものとする。

(別表3)

製品価格の引上げにつき主務省の事前了承をうることとするよう指導を行う物資はさしあたり次の53品目。

小形棒鋼	自動車・タイヤ
中形型钢	塗料
厚板	住宅設備機器
薄板	(バス、洗面化粧台、サニタリー・ユニット等)
配管用鋼管	
亜鉛鉄板	プレハブ(低層戸建て)
アルミ地金	一般家庭用電球・蛍光灯
アルミ圧延品	標準電動機
アルミサッシ	耕うん機
高圧ポリエチレン	農業用トラクター
中低圧ポリエチレン	田植機
ポリステレン	農業用ポリエチレン・フィルム
ポリプロピレン	
塩ビ樹脂	農業用塩化ビニール・フィルム
塩ビ・パイプ	
ベンゼン	過りん酸石灰
トルエン	よう成りん肥
キシレン	高度化成肥料
硫酸	普通化成肥料
か性ソーダ	農薬
セメント	合成洗剤
板ガラス	小麦粉
上質紙	しょうゆ
段ボール原紙	砂糖
ナイロン長繊維	食用油
アクリル短繊維	即席めん
ポリエステル長繊維	ビール
ポリエステル短繊維	一般用医薬品
合成ゴム	

◇海外渡航者の持出し外貨等に関する規制強化

大蔵省は3月29日、最近における国際収支の動向などにかんがみ、4月1日以降海外渡航者の持出し外貨等に関する規制を次のとおり強化することとした。

(1) 海外渡航

イ. 海外渡航者の持出し外貨

海外渡航者の持出し外貨については、1回の渡航につき1,500ドル(従来は3,000ドル)を超えるものは日本銀行の許可を要する扱いに改める。

ロ. 海外渡航者等の持出し円貨

海外渡航者等の持出し円貨の限度額を1人当たり3万円(従来は10万円)に引き下げる。

(2) 小額送金

送金目的を問わず自由に外貨送金できる小額送金の限度額を1件200ドル(従来は1,000ドル)に引き下げる。

◇国際復興開発銀行に対する円資金貸付の取決め

日本銀行は3月27日、国際復興開発銀行との間で同行に対し次の要領により円資金貸付を行う取決めに調印した。

(1) 貸付金額

408億円で内。

(2) 貸付方法

債務証券の徴求により、貸付契約調印日の翌日から昭和50年2月28日までの間における国際復興開発銀行に対する日本銀行既往貸付の各満期日に、国際復興開発銀行の申し出に応じ、当該満期日に返済された元本金額の範囲内で貸付を実行。

(3) 貸付金利

政府保証付債券の応募者利回りを基準として日本銀行が決定。

(4) 返済方法

各貸付実行ごとに、実行日から6年後を第1回とする半年ごと3回分割返済。

(5) 担保

徴求しない。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	10.750	10.750	11.000	11.000
3月6日以降	10.875	10.875	11.125	11.125
18日以降	11.000	11.000	11.250	11.250
25日以降	11.125	11.125	11.375	11.375
26日以降	11.250	11.250	11.500	11.500
27日以降	11.375	11.375	11.625	11.625
4月1日以降	11.750	11.750	12.000	12.000
3日以降	11.875	11.875	12.125	12.125